

令和7年度ふくしまサッカーチャレンジ塾事業業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度ふくしまサッカーチャレンジ塾事業

(2) 委託業務の目的

本委託業務は、サッカーの強豪チーム（学校）輩出を目的とした県内各地への指導者派遣事業のほか、一般向けサッカースクールの開催を通じ、復興のシンボルであるＪヴィレッジを核とした県内の競技力向上や地域振興、交流推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

委託業務目的達成のため、以下の業務を実施すること。なお詳細については、別紙「令和7年度ふくしまサッカーチャレンジ塾事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」とする。）のとおりに。

ア 指導者派遣に関する事業

県内各地域の学校（高等学校・中学校・小学校等）やクラブチーム、トレセンその他地域のサッカー活動等に対して定期的な指導者派遣を実施する。派遣は、委託期間中、延べ8回以上実施すること。

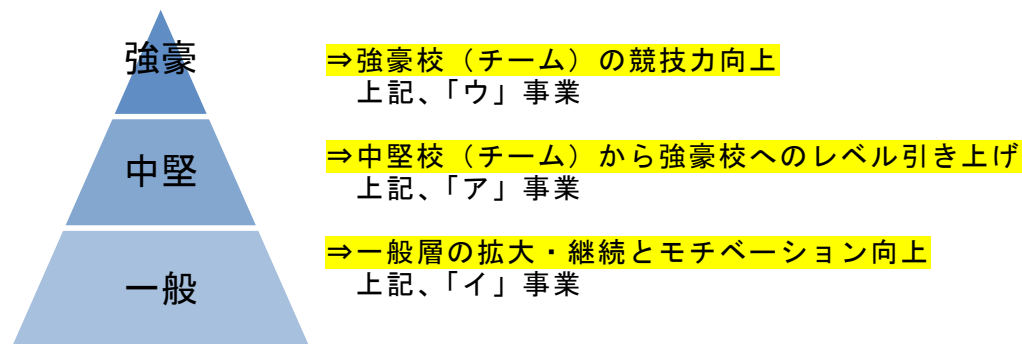
イ 一般向けサッカースクールの開催に関する事業

県内各地区において主に小中学生（50人/回程度）を募集し、一般向けサッカースクールを開催する。委託期間中、延べ2回以上実施すること。

ウ 競技力向上を目的とした提案企画

県内小中高における強豪校（チーム）の競技力向上を目的とした企画を提案し、委託期間中、Ｊヴィレッジで3回以上実施すること。

＜参考＞各事業の目的とターゲット層イメージ



(4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託先選定数

1 者

(6) 委託契約額の上限

1, 689, 160 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問い合わせ先）（以下「事務局」という。）

福島県企画調整部地域振興課 （地域政策担当）

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話 024-521-7102（直通）

メールアドレス tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

3 スケジュール

項 目	日 程
募集公告	令和7年4月25日（金） ※予定。決裁後すみやかに開始
質問受付期限	令和7年5月 8 日（木）午後4時
質問に対する回答	令和7年5月13日（火）※予定
参加申込書提出期限	令和7年5月19日（月）午後4時
企画提案書等の提出期限	令和7年5月26日（月）午後4時
選定結果の通知及び契約締結	令和7年6月上旬

4 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（5）県税を滞納している者でないこと。

（6）消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県地域振興課ホームページからダウンロードすること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/>

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月8日（木）午後4時まで（必着）

（2）提出方法

2の事務局宛に電子メール又はFAXにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】ふくしまサッカーチャレンジ塾事業」とし、電子メール、FAXともに送付した旨を事務局まで電話すること。

なお、電話による質問には応じない。

（3）質問に対する回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県地振興策課ホームページにおいて公表する。なお、個別の回答は行わない。

（4）回答日

令和7年5月13日（火）（※予定）

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）を以下により提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月19日（月）午後4時まで（必着）

（2）提出方法

ア 事務局宛に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

・提出先メールアドレス： tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

・提出先FAX 024-521-7912

※ 電子メール又はFAXにより提出した場合、事務局まで提出した旨を電話すること。なお、企画提案書の提出時に原本もあわせて提出すること。

※ 持参の場合は、県庁開庁日の午前9時から午後4時までとする。

※ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

※ 参加申込書の受領後、参加資格等不備がない場合は、参加申込書に記載の電子メールへ確認結果を通知する。

イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加申込書を提出しなかった者は、8に定める企画提案書の提出ができない。

8 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月26日（月）午後4時（必着）

（2）提出方法

事務局宛に持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びファクシミリによる提出は認めない。

（3）提出書類

ア 企画提案書（A4版横、横書き、左上綴じ。表紙には「令和6年度ふくしまサッカーチャレンジ塾事業業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。）

※仕様書（案）の内容及び下記9の評価基準を踏まえ、想定している事業内容（企画内容や参加チーム、指導者等）に加え、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

- イ 事業者概要書（第 3 号様式）
- ウ 業務実施体制書（第 4 号様式）
- エ 見積書（任意様式で A 4 版とする）

※見積の総額及び内訳について作成し、社名の下に担当者名・所属部署、連絡先を記載すること。

（４）提出部数

7 部（正本 1 部・副本 6 部）

9 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおり。

10 提案書の審査及び委託候補者の選定

（１）審査方法

プロポーザル参加者からの提案について、福島県はこれを総合的に評価し、委託候補者及び次点の者を選定する。

（２）審査（書面審査）

プロポーザル参加者から提出された企画提案書について、上記 9 に定める評価基準に基づき、審査委員が評価採点を行い、その点数を合計する方法により算出した総合得点を参考に、審査会が、委託候補者及び次点の者を選定する。

（３）審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して 2 週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により、求めることができる。

11 契約の締結

（１）委託契約の手続

事務局は福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第 229 条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

（２）仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書等をもとに確定するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。委託契約候補者との協議が整わなかった場合、又は委託契

約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとする。

(3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとする。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後を原則とするが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払することができる。

(5) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

12 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（第5号様式）を提出すること。
- (3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (4) 提出後の企画提案書等の内容について、必要に応じて、ヒアリングを行う場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 失格事項
 - ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
 - イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
 - ウ プロポーザル又はコンペ審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

13 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-1-6（本庁舎5階）

福島県企画調整部地域振興課 担当：上野

電話 024-521-7102 F A X 024-521-7912

E-mail tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

審査項目		評価基準	配点
業務遂行の能力		・業務体制、スケジュール、業務実績	20
企画提案能力	1 指導者派遣に関する事業	・派遣実績等、同内容の県内各地域の学校（高等学校、中学校、小学校）、クラブチーム、トレセンの強化が期待できるか。 ・広く参加校（チーム）を集める募集方法となっているか。 ・指導者の確保、指導力は十分か。 ・指導者を継続的に派遣できる体制は整っているか。	25
	2 一般向けサッカースクールの開催に関する事業	・広く一般の参加者を集めるサッカースクールとなっているか。 ・講師の確保、指導力は十分か。 ・講師やサッカースクールの内容が、参加したいと思う魅力的なものとなっているか。	25
	3 競技力向上を目的とした提案企画	・強豪校（チーム）の競技力向上が期待でき、実現可能な内容となっているか。 ・1～2企画と重複する企画内容となっていないか。	25
経 費		・企画内容に対して妥当な見積額か	5
合 計			100